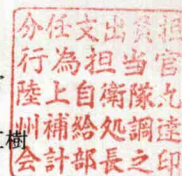


公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊九州補給処
調達会計部長 園田 直樹



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

| | | | | | | | |
|-------------------|-----|------------------|-----------|---------------|-----|-----------|-----|
| 契約実施計画番号 | | 調 達 要 求 番 号 | | 物 品 番 号 | | 仕 様 書 番 号 | |
| 5SNE1FD02480 | | 5SNC1AZ0101 0001 | | | | | |
| 品名 または 件名 | | | | | | | |
| 天井クレーン性能検査 (沖縄本島) | | | | | | | |
| 部品番号 または 規格 | | | | | | | |
| 仕様書のとおり | | | | | | | |
| 使用器材名 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 数 量 | 単 位 | 銘 柄 | 使 用 期 限 等 | グ ル ー プ | 指 定 | 検 査 | 包 装 |
| 2.00 | ST | | | | | | |
| 納地または工事場所 | | | | 引 渡 場 所 | | | |
| 勝連分屯地 | | | | 勝連分屯地 | | | |
| 搬 入 場 所 | | | | 納 期 ま た は 工 期 | | | |
| 勝連分屯地 | | | | 令和8年2月27日 (金) | | | |

2 競争参加資格

次のいずれかであること
 全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
 ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊目達原駐屯地 九州補給処 調達会計部 契約課

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。
 入札日時場所：令和7年12月9日 (火) 14時30分 九州補給処総務部管理課糧食班幹部食堂

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札参加資格者

- ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結の為に必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ウ 「資格審査結果通知書 (全省庁統一資格)」は令和7・8・9年度を保有し、競争参加可能地域が九州・沖縄の参加資格を有するものであること。
- エ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- オ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- カ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は、製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- キ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する旨指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

(2) 入札の方法

- ア 同価の場合は抽選により決定する。予定価格に達しなかった場合は、再度入札を実施する。また、郵便による入札参加者が含まれる場合においては令和7年12月16日 (火) 14時30分に再度入札を実施する。
- イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された当該金額の10% (軽減税率対象品目については8%) に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、各入札者は消費税課税、免税事業者を問わず見積もった金額の110分の100 (軽減税率対象品目については108分の100) に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 違約金

- ア 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5以上を違約金として徴収する。
- イ 契約者がその契約上の義務を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

(4) 入札の無効

- ア 入札参加資格の無い者又は参加制限されている者が行った入札
- イ 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札
- ウ 入札執行時刻に遅延した入札
- エ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 契約書等作成の要否

- ア 契約金額が100万円以上は請書、250万円を超える場合は契約書を作成する。
- イ 適用する契約条項
「役務請負契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項及び暴力団排除に関する特約条項」

(6) その他

- ア 公共事業からの暴力団排除を推進するための措置として、九州補給処ホームページ「入札等参加者心得」第9章を確認し、入札書余白に「当社は入札及び契約心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」と記載すること。
- イ 入札関係委任を受けた者は、入札前にあらかじめ委任状を提出すること。
- ウ 郵便による入札の場合は、入札期日の前日令和7年12月8日(月)17時00分までに必着するように送付すること。その際、送付する封筒の表に「入札件名、〇月〇日〇〇〇〇の入札書在中」と明記するとともに、事前に調達会計部契約課担当まで電話連絡すること。
- エ その他入札及び契約心得を厳守すること。
掲示場所：陸上自衛隊九州補給処調達会計部契約課事務室及び陸上自衛隊九州補給処ホームページ
- オ 「資格審査結果通知書」の写しを入札開始前までに提出すること。
- カ 第7項第1号カの「資本関係又は人的関係のある者」については、入札等参加者心得を参照
- キ 入札実施場所へのパソコン・タブレット・スマートフォン(画面サイズ7.0インチ以上)の持込は禁止

(7) 公告掲示場所

- ア 目達原駐屯地調達会計部
- イ 陸上自衛隊九州補給処ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/dep/index.htm>

(8) 問い合わせ先

- ア 住所等
〒842-0032
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野7-1
TEL 0952-52-2161 FAX 0952-52-3748
- イ 入札に関すること
九州補給処調達会計部契約課第1契約班 担当 酒井 (内線2317)

調達要求番号： 5SNC1AZ0101

| 陸上自衛隊仕様書 | | |
|------------------|--------------|-------------|
| 物品番号 | | 仕様書番号 |
| 部外力導入検討（テストケース1） | HE-C-B739001 | |
| | 防衛大臣承認 | 年 月 日 |
| | 作成 | 令和 6年11月26日 |
| | 変更 | 年 月 日 |
| | 作成部隊等名 | 補給統制本部 |

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊補給統制本部及び各補給処において実施する施設器材の整備作業に関する天井クレーンの性能検査（以下，“性能検査”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z500002による。

1.2.1

駐屯地等

陸上自衛隊の駐屯地及び分屯地をいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b) 法令等

クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）

陸上自衛隊揚重機取扱規則（昭和43年陸上自衛隊達第73-1号）

2 整備に関する要求

2.1 一般的要求事項

この役務に関する一般的要求事項は、クレーン等安全規則及び陸上自衛隊揚重機取扱規則に基づき、天井クレーンの性能検査を実施する。

2.2 整備の種類

整備の種類は、GLT-CG-Z500002の2.2 e)の“検査”とする。

2.3 整備の作業方式

整備の作業方式は、GLT-CG-Z500002の2.3 a)の“標準（又は確定）作業方式”によるほか、表1による。

表1-標準（又は確定）作業

| 番号 | 工程名 | 作業内容 |
|----|-------|---------------------|
| 1 | 検査前点検 | 対象器材の目視点検（器材番号等の確認） |

表1-標準（又は確定）作業（続き）

| 番号 | 工程名 | 作業内容 |
|----|------|----------------------|
| 2 | 検査準備 | 検査器材の設置等 |
| 3 | 性能検査 | 表2の性能検査基準に基づく検査 |
| 4 | 検査記録 | 表3のクレーン性能検査票に検査結果を記録 |
| 5 | 撤収 | 検査器材の撤収 |

2.4 整備要領

整備要領は、次による。

- a) 検査は、表2の性能検査基準によって実施する。
- b) 検査は、対象器材ごとに法令等で定められたクレーン運転士免許（技能講習及び教育を含む。）の有資格者1名を含む人員で実施する。

2.5 対象器材

対象器材は、調達要領指定書によって指定する。

2.6 実施場所

実施場所は、調達要領指定書によって指定する。

2.7 実施時期

実施時期は、調達要領指定書によって指定する。

2.8 作業記録

検査実施後は、作業記録を作成し、監督官の承認を受ける。

2.9 部品・副資材

部品及び副資材は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の2.9による。

2.10 整備作業間の中止事項

整備作業間の中止事項は、GLT-CG-Z500002の2.14による。

3 品質保証

監督及び検査は、GLT-CG-Z000001の3.2による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

契約の相手方は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表4による。

なお、工程表は、契約後、速やかに調達要求元と調整した後、作成する。

表4-提出書類

| 名称 | 提出時期 | 数量 | 提出先 | 摘要 |
|-------|------------------|----|------------------|-------------------------|
| 工程表 | 契約後、速やかに。 | a) | 契約担当官及び 調達要求元 | 社内様式とし、役務全般の 工程表とする。 |
| 作業工程表 | 作業実施の2週間前 を基準 | | 監督官等 | 社内様式とし、実施場所ご とに作成する。 |
| 作業員名簿 | 作業実施の2週間前 を基準 | | 契約担当官及び 監督官等 | 社内様式とする。 |

表4-提出書類（続き）

| 名称 | 提出時期 | 数量 | 提出先 | 摘要 |
|--------------------------------------|--------------|----|--------------|----------------------------|
| 資格証明書（写） | 作業実施の2週間前を基準 | a) | 契約担当官及び監督官等 | 様式便宜 |
| 成果報告書 | 実施の都度 | | 監督官等 | 社内様式とし、検査結果などを取りまとめた書類とする。 |
| 作業記録 | 日々の作業終了時 | | 監督官等 | 2.8によるほか、社内様式とする。 |
| クレーン性能検査票 | 実施の都度 | | 監督官等経由で調達要求元 | 表3による。 |
| 注 ^{a)} 数量は、調達要領指定書によって指定する。 | | | | |

4.2 官側の支援

官側の支援は、GLT-CG-Z500002の7.3による。

なお、官側の設備・器材を使用する場合は、使用責任者との調整を実施し、責任の区分及び使用方法などに疑義が生じてはならない。

4.3 秘密保全

秘密保全は、次によるほか、GLT-CG-Z500002の6.1による。

- a) 契約の相手方は、駐屯地等への立入りに関し、当該駐屯地等所定の立入手続を行う。
- b) 契約の相手方の駐屯地等内での行動（入門手続、火気取扱い、作業用通路など）は、当該駐屯地等の規則及び駐屯地等管理者の指示を厳守して、作業地域以外への立入りを禁止する。
なお、やむを得ず当該地域以外への立入りを必要とする場合には、所定の手続を行う。

4.4 安全管理

契約の相手方は、作業の工程ごとに安全に対する検討を行い、必要な措置を講ずるなど、安全管理を徹底する。

4.5 その他

その他は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次によるほか、GLT-CG-Z500002の箇条7による。

- a) 官側の施設などにおける作業は、監督官の指示を受けた後に実施する。
- b) 官側の施設などへの立入りなどは、GLT-CG-Z500002の6.2 b)による。
- c) 検査の実施に当たっては、駐屯地等内の施設などに損傷を与えないように十分注意し作業し、万一損傷を与えた場合は、速やかに監督官及び駐屯地等管理者に報告するとともに、契約の相手方の負担において原形に復旧する。
- d) 検査の実施に当たっては、午前8時15分から午後5時00分までの平日を基準とし、その時間を超える場合は、監督官との調整によって所要の手続をとる。

4.6 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

表2-性能検査基準

| 検査項目 | 検査箇所 | 検査方法 | | | 判定基準 | 摘要 |
|---------|----------|------|------|------|---|----|
| | | 外観検査 | 機能検査 | 作動検査 | | |
| 配電盤・保護盤 | ナイフスイッチ等 | ○ | — | — | a) 取付けが確実 b) 接触部分が焼損していない。 c) 絶縁物が破損していない。 | — |
| | ヒューズ | ○ | — | — | 適正なヒューズを使用している。 | |
| | 配線遮断器 | ○ | ○ | — | a) 緩みがない。 b) 破損がない。 c) 取付けが確実 d) 円滑に作動する。 | |
| | 電磁接触器 | ○ | ○ | — | a) 折損及び変形がない。 b) 腐食がない。 c) 摩耗がない。 d) 取付けが確実 e) 円滑に作動する。 | |
| | 継電器 | ○ | ○ | — | a) 折損及び変形がない。 b) 腐食がない。 c) 摩耗がない。 d) 取付けが確実 e) 円滑に作動する。 | |
| | 内部配線 | ○ | — | — | a) 接続部の緩みがない。 b) 被覆の損傷がない。 c) 腐食がない。 d) 断線がない。 | |
| | 標示燈 | ○ | ○ | — | a) 取付けが確実 b) 破損がない。 c) 機能不良がない。 | |
| 昇降設備 | 階段, 踊場 | ○ | ○ | — | a) 取付けが確実 b) 著しい変形がない。 c) 亀裂がない。 d) 腐食がない。 | — |
| | 手すり, 歩道 | ○ | ○ | — | a) 取付けが確実 b) 著しい変形がない。 c) 亀裂がない。 d) 腐食がない。 | |
| 運転室 | 視界 | ○ | ○ | — | 運転に必要な視界が妨げられていない。 | — |
| | 作業灯, 室内灯 | ○ | ○ | — | a) 取付けが確実 b) 破損がない。 c) 機能不良がない。 | |

表2-性能検査基準（続き）

| 検査項目 | 検査箇所 | 検査方法 | | | 判定基準 | 摘要 |
|------|-----------|------|------|------|--|----|
| | | 外観検査 | 機能検査 | 作動検査 | | |
| 運転室 | 警報装置 | — | ○ | — | 確実に作動する。 | — |
| | ブレーキペダル | — | — | ○ | a) 踏みしろが適正 b) 油漏れがない。 c) 作動が円滑 | — |
| トロリ線 | トロリ線 | ○ | — | — | a) 取付けが確実 b) 著しい摩耗がない。 c) トロリ線とトロリホイルの接触到異常がない。 | — |
| | 支持がいし、絶縁板 | ○ | — | — | a) 取付けが確実 b) 損傷がない。 c) 亀裂がない。 | — |
| 電動機 | 全般 | ○ | — | — | a) 取付けが確実 b) 摩耗及び亀裂などがない。 | — |
| 操縦装置 | 押しボタスイッチ | ○ | ○ | — | a) 接点と接触面の摩耗がない。 b) 配線の損傷がない。 c) 押しボタン及びケースの損傷がない。 d) つり下げ用保護装置の損傷がない。 e) ケーブルの著しい劣化、損傷がない。 f) インタロック機能が正常に作動する。 g) 取付けが確実 h) 表示とおり円滑に作動する。 | — |
| | 無線機 | ○ | ○ | — | a) 配線の損傷がない。 b) 押しボタン及びケースの損傷がない。 c) 受信機の緩み、変形及び損傷がない。 d) 取付けが確実 e) 表示とおり円滑に作動する。 | — |
| | コントローラ | ○ | ○ | — | a) 接続部分の緩み、被覆の損傷、焼損、腐食及び断線がない。 b) 著しい摩耗、損傷及び変形がない。 c) 取付けが確実 d) 円滑に作動する。 | — |

表2-性能検査基準 (続き)

| 検査項目 | 検査箇所 | 検査方法 | | | 判定基準 | 摘要 |
|---------|------------|------|------|------|--|----|
| | | 外観検査 | 機能検査 | 作動検査 | | |
| トロリ・サドル | 本体 | ○ | — | — | a) 取付けが確実 b) 亀裂がない。 c) 破損がない。 | — |
| | 車輪 | ○ | — | — | a) 摩耗がない。 b) 損傷がない。 | — |
| | サイドローラ | ○ | — | — | a) 摩耗がない。 b) 損傷がない。 | — |
| 機内配線 | 電線 | ○ | — | — | 接続部分の緩み, 被覆の損傷, 焼損, 腐食及び断線がない。 | — |
| | 電線管 | ○ | — | — | a) 損傷がない。 b) 亀裂がない。 c) 破損がない。 | — |
| | 接続部 | ○ | — | — | a) 脱落がない。 b) 緩みがない。 | — |
| 集電装置 | ホイル面 | ○ | — | — | a) 著しい摩耗がない。 b) 条こんがない。 | — |
| | トロリポールアーム | ○ | — | — | a) 取付けが確実。 b) 著しい変形がない。 c) 亀裂がない。 | — |
| | 支持がいし, 絶縁板 | ○ | — | — | a) 取付けが確実 b) 亀裂がない。 c) 破損がない。 | — |
| | スプリング | ○ | — | — | a) 衰損がない。 b) 折損がない。 | — |
| | 絶縁トロリ | ○ | — | — | a) 心線, ジョイント及びカバーの取付けが確実にされている。 b) トロリの間隔が一定である。 | — |
| | トロリバスダクト | ○ | — | — | ダクト及び導体が正常に接続されている。 | — |
| | 集電器 | ○ | — | — | a) 緩みがない。 b) 摩耗がない。 c) 変形がない。 d) 損傷がない。 e) 給油が適切である。 | — |

表2-性能検査基準（続き）

| 検査項目 | 検査箇所 | 検査方法 | | | 判定基準 | 摘要 |
|------------|----------------|------|------|------|--|----|
| | | 外観検査 | 機能検査 | 作動検査 | | |
| 集電装置 | 給電ケーブル | ○ | — | — | a) 緩みがない。 b) 摩耗がない。 c) 変形がない。 d) 損傷がない。 | — |
| 巻き上げドラム | ドラム | ○ | — | — | a) 取付けが確実 b) 著しい損傷がない。 c) 変形がない。 d) 亀裂がない。 | — |
| | 軸・軸受 | ○ | — | — | a) 取付けが確実 b) 油漏れがない。 c) 亀裂がない。 | — |
| ワイヤロープ | 規格 | ○ | — | — | 用法に応じた規格（巻上用ワイヤロープの安全係数5以上）のものを使用してある。 | — |
| | ワイヤロープ | ○ | — | — | a) ワイヤロープひとよりの間において、素線の10%以上が切断していない。 b) 直径の減少が公称径の7%を超えていない。 c) キンク、形崩れ及び腐食などが無い。 | — |
| | すて巻（巻上用ワイヤロープ） | ○ | — | — | つり具の位置が最低になったとき、ドラムに2巻以上のワイヤロープのすて巻があり、かつ、ロープの端の取付けが完全である。 | — |
| | ワイヤ止め | ○ | — | — | ワイヤエンド、アイスプライス、圧縮止め、クリップ、クランプなどの固定が確実である。 | — |
| 電気チェーンブロック | 本体 | ○ | — | — | a) 取付けが確実 b) 油漏れがない。 c) 破損がない。 | — |
| | オイル | ○ | — | — | a) 油量は、適量である。 b) 油は、汚れ及び異物混入がないか。 | — |
| | チェーンバケット | ○ | — | — | a) 損傷がない。 b) 異物混入がない。 | — |

表2-性能検査基準（続き）

| 検査項目 | 検査箇所 | 検査方法 | | | 判定基準 | 摘要 |
|-------|--------------------|------|------|------|--|----|
| | | 外観検査 | 機能検査 | 作動検査 | | |
| チェーン | チェーン | ○ | — | — | a) 伸びが当該つりチェーンが製造された時の長さの5%以下である。 b) リンク断面の直径の減少が当該つりチェーンが製造された時の当該リンク断面の10%以下である。 c) 亀裂がない。 | — |
| ランウェイ | レール | ○ | — | — | a) 亀裂がない。 b) 著しい摩耗がない。 c) 変形がない。 | — |
| | 継ぎ目板 | ○ | — | — | a) 継目板の脱落がない。 b) 継目板取付ボルトの緩み及び脱落がない。 | — |
| | レール押え | ○ | — | — | レール押さえ、ボルト、大きぎなどレールを固定するものが緩んだり、脱落していない。 | — |
| | ストッパ (車輪止め) | ○ | — | — | a) ストッパが平行で走行レール又は、横行レールに直角に取り付けられている。 b) ストッパの取付けが確実 c) 衰損及び破損がない。 | — |
| 構造部分 | 構成部分 | ○ | — | — | 亀裂、著しい変形、腐食など強度に影響を及ぼす欠陥がない。 | — |
| | 接合部分 | ○ | — | — | リベット・ボルト及びナット・ピンの脱落及び緩みがない。 | — |
| | 溶接部分 | ○ | — | — | a) 亀裂及び割れがない。 b) 著しい腐食がない。 | — |
| 絶縁抵抗 | 区分された部分において各分岐回路ごと | ○ | — | — | 各回路ごとに0.5 MΩ以上である。 | — |
| フック | フック | ○ | — | ○ | a) 玉掛用ワイヤロープが接触する部分に著しい溝が付いたり、段付きがない。 | — |
| | フックの口 | ○ | — | ○ | | — |
| | フック取付部 | ○ | — | ○ | b) 変形（口の開きが内側直径以上）がない。 c) 亀裂がない。 d) 作動が円滑 e) 緩みがない。 | — |

表2-性能検査基準（続き）

| 検査項目 | 検査箇所 | 検査方法 | | | 判定基準 | 摘要 |
|---------|-----------|------|------|------|---|----|
| | | 外観検査 | 機能検査 | 作動検査 | | |
| フック | 外れ止め装置 | ○ | — | ○ | a) 作動が円滑 b) 著しい変形がない。 c) 亀裂がない。 | — |
| シーブ | シーブ | ○ | — | ○ | a) 著しい摩耗がない。 b) 損傷がない。 c) 亀裂がない。 | — |
| | シーブ取付部 | ○ | — | ○ | a) 取付けが確実 b) 亀裂がない。 c) 破損がない。 | — |
| 照明装置等 | 照明装置, 信号灯 | ○ | ○ | — | a) 緩みがない。 b) 摩耗がない。 c) 変形がない。 d) 損傷がない。 | — |
| 緩始動停止装置 | 作動状態 | — | ○ | — | 円滑及び正常に作動する。 | — |
| | インバータ | — | ○ | — | 円滑及び正常に作動する。 | — |
| | 装置盤内 | — | ○ | — | a) 鉄粉, 折損片等の侵入, 汚れがない。 b) 損傷がない。 | — |
| 安全装置 | 巻過防止装置 | — | ○ | — | a) 緩みがない。 b) 摩耗がない。 c) 変形がない。 d) 損傷がない。 e) 定められた位置で確実に作動する。 | — |
| | 過負荷防止装置 | — | ○ | — | 回路が確実に遮断する。 | — |
| | 過負荷警報装置 | — | ○ | — | 設定した荷重に応じた警報を発する。 | — |
| | 衝突防止装置 | — | ○ | — | 定められた荷重で確実に作動する。 | — |
| | 警報装置 | — | ○ | — | 確実に作動する。 | — |

表2-性能検査基準（続き）

| 検査項目 | 検査箇所 | 検査方法 | | | 判定基準 | 摘要 |
|------|-----------|------|------|------|---|---|
| | | 外観検査 | 機能検査 | 作動検査 | | |
| 防爆部 | 電線 | — | ○ | — | 接続部分の緩み、被覆の損傷、焼損、腐食及び断線がない。 | — |
| | 操縦装置 | — | ○ | — | 接続部分の緩み、被覆の損傷、焼損、腐食及び断線がない。 | — |
| | 取付部位 | — | ○ | — | a) 損傷がない。 b) 亀裂がない。 c) 破損がない。 | — |
| 荷重試験 | つり上げ能力 | — | ○ | — | 円滑に巻き上げ及び巻き下げが行われる。 | a) 定期検査 定格荷重に相当する荷をつり上げ、走行、横行の運転を定格速度で2回以上行う。 b) 無負荷運転 1) 上記検査を行う前に無負荷でつり上げ旋回運動を2回以上行う。 2) 無負荷運転で異常を発見した場合は、必要な修理又は調整を行う。 |
| | 走行、横行能力 | — | ○ | — | a) 走行及び横行が円滑に行われる。 b) 異音、著しい発熱及び振動がない。 | |
| | ブレーキ能力 | — | ○ | — | 確実に停止し、異音、著しい発熱及び振動がない。 | |
| | 車輪、サイドローラ | — | ○ | — | 著しい異音、発熱及び振れなどが無い。 | |
| 主ガータ | スパンの長さ | ○ | — | — | 走行レールの中心間の距離が±10 mm以内である。 | 実施する場合は、調達要領指定書で指定する。 |
| | たわみ量 | ○ | — | — | たわみ量が主ガータスパンの1/800 (mm) 以下である。 | 主ガータの中央部で定格荷重（又は相当する荷）をつり上げた時の主ガータのたわみ量を測定する。 |

| | | |
|---------|-------------------|-------------|
| 調達要領指定書 | 調達要求番号 | 5SNC1AZ0101 |
| | 調達要求年月日 | 令和 7年11月12日 |
| | 作成部課 | 装備計画部施設課 |
| | 作成年月日 | 令和 7年11月12日 |
| 品名 | 天井クレーン性能検査 (沖縄本島) | |
| 仕様書番号 | HE-C-B739001 | |

指定事項

2.5 対象器材

別表1に示す。

2.6 実施場所

別表1に示す。

2.7 実施時期

別表1に示す。

2.9 部品・副資材

検査に必要な器材及び荷重試験用テストウェイトは、契約の相手方が準備する。

4.1 提出書類

提出する書類及び部数については表1による。

表1-提出書類

| 連番 | 提出書類 | 提出期限 | 数量 | 提出先 | 摘要 |
|----|------------|--------------------|---------------|---------------|--------------|
| 1 | 工程表 | 仕様書の 表4によ る。 | 1 | 九州補給処調達会計部 | |
| | | | 1 | 九州補給処装備計画部施設課 | |
| 2 | 作業工程表 | | 1 | 各受検部隊監督官 | |
| 3 | 作業員名簿 | | 1 | 九州補給処調達会計部 | |
| | | | 1 | 各受検部隊監督官 | |
| 4 | 資格証明書 (写) | | 1 | 九州補給処調達会計部 | |
| | | | 1 | 各受検部隊監督官 | |
| 5 | 成果報告書 | | 1 | 各受検部隊監督官 | |
| 6 | 作業記録 | 1 | 各受検部隊監督官 | | |
| 7 | クレーン性能検査票 | 1 | 九州補給処装備計画部施設課 | | |
| | | 1 | 各受検部隊監督官 | | |
| 8 | 揚重機性能検査結果表 | 実施の都 度 | 1 | 九州補給処装備計画部施設課 | 別表2に 示す様式 |

別表1-検査対象器材一覧

| 連番 | 器材名 | 型式 | 部隊名 | 駐屯地 | 吊上 荷重 | 製造号機 | 器材番号 | 検査証期限 | 実施時期 | 検査証番号 | 備考 |
|----|----------|----------|---------------|-----|----------|--------|---------|--------|------|-------|------------|
| 1 | 天井走行クレーン | オーバーヘッド形 | 那覇駐屯地業務隊勝連派遣隊 | 勝連 | 10 t | 5559T① | 54-5134 | 8.2.28 | R8.2 | 43355 | 揚程：11.600m |
| 2 | 天井走行クレーン | オーバーヘッド形 | 那覇駐屯地業務隊勝連派遣隊 | 勝連 | 5 t | 5559T② | 54-5135 | 8.2.28 | R8.2 | 43356 | 揚程：10.233m |

別表2-揚重機性能検査結果表

検査年月日：令和 年 月 日
 駐屯地名：
 受検部隊：
 検査官名：
 補助官：

揚重機性能検査結果表（レッカー等を除く。）

| | 器材名 | 器材番号 | 有効期間 (年月日～年月日) | 合格等別 | | | 主要指摘事項 | 検査所見 |
|---|-----|------|-------------------|------|----|-----|--------|------|
| | | | | 初度 | 二次 | 不合格 | | |
| 1 | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | |
| 3 | | | 以下余白 | | | | | |
| 4 | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | |

注記 有効期間及び合格判定については、官側で処置する。